

「津市リクエスト型交通」会員利用規約

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

津市リクエスト型交通（以下「本サービス」）は、利用規約（以下「本規約」）に基づき、会員となった方（以下「会員」）を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、またはインターネット利用者サイトにて登録し、津市（以下「本市」）または運行事業者が会員と認めた方と、本市との間で適用されます。また本サービスの利用をもって、本規約（変更された規約を含む）に同意いただいたものとみなします。

3. 会員条件

次の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。(1)ご自身で、または保護者もしくは介助者の補助により、本市への連絡ができる方(2)ご自身で、または保護者もしくは介助者の補助により、乗降場所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、本市が会員登録申込書、またはインターネットでの利用者登録を受け付けた後、ご利用いただけます。

5. 運賃は、本市の定める料金とします。

6. 停留所・運行ルート等乗降場所は、本市が定めた停留所とします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、本市が適宜決めるものとします。このため、乗降場所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休は、次のとおりとします。ただし、本市の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、別途該当する会員に連絡します。

(1) 運行日時

・久居地域：月曜日 7:00～19:00（久居東部（誠之・成美・立成・桃園））

火曜日、金曜日 7:00～19:00（久居西部（戸木・栗葉・榊原））

・芸濃地域：月曜日、金曜日 7:00～17:00

・美里地域：月曜日、火曜日、水曜日、金曜日 8:00～18:00

・安濃地域：

月曜日、金曜日 【往き】安濃全域→武内病院 【帰り】武内病院→安濃全域

【往き】第1便 8:00頃～8:30頃 第2便 10:00頃～10:30頃 第4便 13:30頃～14:00頃

【帰り】第3便 10:30頃～11:00頃 第5便 14:00頃～14:30頃 第6便 16:00頃～16:30頃

火曜日、木曜日 【往き】安濃全域→ぎゅーとら・イオンタウン芸濃 【帰り】ぎゅーとら・イオンタウン芸濃→安濃全域

【往き】第1便 8:00頃～9:05頃 第3便 11:00頃～11:35頃

【帰り】第2便 10:00頃～10:30頃 第4便 12:30頃～13:00頃

・一志地域：金曜日 7:00～19:00

・白山地域：月曜日、水曜日、金曜日 9:00～17:00

・美杉地域：火曜日、水曜日、金曜日 9:00～19:00（1台目） 14:00～17:00（2台目）

ただし、年末年始（12/29～1/3）、気象条件や災害など安全な運行に支障がある日を除く

(2) 乗車希望受付日時

受付サイト 24時間受付

1週間前から利用希望日時の1時間前まで受付けます。但し、システムメンテナンス時間を除く

8.乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、お電話もしくは、インターネットにて会員番号、氏名、利用希望日時、乗降希望場所をご連絡下さい。運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。限られた車両で申込の早い方を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めて下さい。（車椅子、手押し車等については、会員または同乗者にて折り畳みして車内に積載できるものは、運搬可能です。）

9.変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、電話もしくは、インターネットでご連絡下さい。なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、手数料等の負担は不要です。

10.到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前までに停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、本市からご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11.会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員のお迎えに出発します。

12.運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命または身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、運送を行う本市と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。本市と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、本市は、お客さまとの間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

13.乗車のお断り

本市と会員との運送契約により、乗車をお断りする場合があります。

14.会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことができます。(ア)本人確認ができないとき(イ)本市との運送契約に違反するとき(ウ)本規約第3条（会員条件）を満たさないとき(エ)本規約第18条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはその恐れがあるとき(オ)本規約を遵守しないとき

15.同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ乗降場所・時間であれば非会員も同乗が可能です。同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、順守することに責任を持って頂きますようお願いいたします。

16.本市の免責

次の場合、本市は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、本市に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。(ア)本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル(イ)通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合(ウ)会員が本サービスにかかる車両・乗降場所に忘れ物をされた場合(エ)会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合(オ)本規約第7条（運行・乗車希望受付日時および運休）、第10条（到着時間）、第11条（会員の遅延）、第13条（乗車のお断り）、第14条（会員資格の取消し）、第15条（同乗者）、第22条（システムの稼働中断・停止）、第23条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合(カ)会員の故意または過失による場合(キ)本市の責に帰すことができない事由による場

合

17.会員の責任

本市は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、本市が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18.反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

19.個人情報の取り扱い

会員から提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、本市がお客様へ提供する新サービスの提供のみに利用し、他の目的には利用しません。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、第三者と共有する場合があります。

20.第三者による個人情報の利用

本市は、次に掲げるとおり個人情報の第三者提供をすることがあります。

(1) 第三者提供する個人情報の項目会員登録申込書の記載内容

（氏名、電話番号、年齢など）本サービスにより取得した乗降データ／運行事業者

(2) 第三者提供する情報の利用目的

本サービスの運営および改善、システム改修、アップデート／三重トヨタ株式会社（運行システム提供事業者）・株式会社アイシン（運行システム開発事業者）

21.申込内容の変更・退会会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、本市へ書面または電話でご連絡下さい。

22. システムの稼働中断・停止

本市は、システムのメンテナンスのため、システムの稼働を中断し、または停止する場合があります。

23. 本サービスの中止・終了

本市は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

24. 規約の変更

本市は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

25. 準拠法および裁判管轄本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービスおよび本規約に関する一切の紛争は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約制定：2026年4月1日

（事業主体）三重県津市 都市計画部 交通政策課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話：059-229-3289

（運行事業者）

三重交通株式会社、三重第一交通株式会社、河芸タクシー有限公司、嬉野タクシー有限公司